

岩手県花巻市地域おこし協力隊募集要項

平成 31 年 4 月 22 日

岩手県花巻市

1 岩手県花巻市はこんなところ

岩手県のほぼ中央に位置する花巻市。西に奥羽山脈、東に北上高地が連なり、その間には肥沃な北上盆地が広がる、豊かな自然に恵まれたまちです。

平成 18 年 1 月 1 日に花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、現在の花巻市が誕生。総面積は 908.39 km²で、人口はおよそ 10 万人。岩手県内では、盛岡市、一関市、奥州市に次いで人口が多い都市です。

宮沢賢治（童話作家、詩人）や萬鉄五郎（芸術家）など、世界的に知られる先人を輩出し、また高村光太郎（詩人）や新渡戸稲造（教育家、国連事務）ともゆかりが深い花巻は、歴史・文化的な魅力も豊かなまち。ユネスコの無形文化遺産に登録された「早池峰神楽」を始めとする伝統芸能や、京都祇園囃子の流れを汲む「花巻まつり」などの地域文化、日本三大杜氏のひとつ「南部杜氏」、有名ブランドも採用する「ホームスパン」といった伝統の技術まで、世界にも通じる「花巻の魅力」はたくさん。また、岩手県内唯一の「いわて花巻空港」があり東北新幹線や東北自動車道などの高速交通も充実しています。

しかしながら、本市を構成する花巻、大迫、石鳥谷、東和の 4 つの地域では、それぞれに中心市街地の空洞化、後継者不足による主要産業の縮小、少子高齢化や人口減少による地域の活力減退といった課題があります。

これらの課題を解決するため、本市では、都市地域の意欲ある人材を積極的に受け入れ、各地域の課題解決に新しい目線から取り組みを進めるため、平成 27 年度より「イーハトーブ地域おこしプロジェクトチーム」として地域おこし協力隊の取り組みを開始し、現在 9 名の協力隊員が活動しています。

2 応募条件

- (1) 現在、三大都市圏又は地方都市等(過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村)に居住し、委嘱後に住民票を花巻市に移動し居住できる方
- (2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方（性別は問いません）
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方(AT 限定、採用時に取得見込も可)
- (4) パソコンを日常的に使用し、SNS 等により情報発信ができる方
- (5) 活動期間終了後に花巻市において起業や就業をし、定住してもいいと考えている方

※地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する方は応募することはできません。

3 勤務地

岩手県花巻市

4 勤務時間

週 30 時間以内（基本は 9：00～16：00 としますが、その日の勤務内容により、上記以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。）

5 身分・任用期間

- (1) 花巻市非常勤職員として委嘱します。ただし、令和 2 年度から会計年度任用職員制度へ移行する予定です。
- (2) 任用期間は、委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日までとします。ただし、最大 3 年を限度に更新する場合があります。
なお着任日は原則として令和元年 8 月 1 日とします。
- (3) 本年年度の任用は花巻市地域おこし協力隊設置要綱及び花巻市特別職非常勤職員の身分取扱規則等に準じます。

6 報酬

月額 173,000 円

月額報酬のほか、勤務地より片道 2 km 以上離れた居住地から通勤する場合、距離に応じて通勤割増報酬が支給されます。

7 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は、市と隊員が協議のうえで決定し、家賃を支払った場合は、本年度は花巻市一般職の給与に関する条例により、住居割増報酬が支給されます。ただし、入居時に支払う敷金等は各自の負担となります。
- (3) 活動に使用する車両、パソコンについては、市が貸与します。車両については、業務以外にも使用できるものとしますが、その際は業務以外の利用による走行距離の申告によりガソリン代(1 km あたり 5 円)を負担していただきます。
- (4) 引越しに必要な経費については、各自の負担となります。
- (5) 作業着及び防寒着を貸与します。

8 休日・休暇

- (1) 原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間としますが、勤務の都合で休日を振り替えることもあります。
- (2) 有給休暇は、勤務年数により、下記の日数です。
※ 1 年目:10 日（8 月 1 日任用の場合）、2 年目:11 日、3 年目:12 日
- (3) 特別休暇は以下のとおりです。
- (4) 忌引き：5 日間（父母、配偶者、子の場合。夏季休暇；7～9 月までの間で 3 日間）

9 応募手続

- (1) 募集期間：令和元年 5 月 17 日(金)～令和元年 6 月 30 日(日)^{※1}

(2) 応募方法

募集ホームページにアクセスし、応募フォームに必要事項を入力してください。

URL : _____

※総務省が通知している地域おこし協力隊制度に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」に示されている地域要件を満たしていない場合は応募いただけませんのでご注意ください。（面接時に住民票を提出していただきます。）

※1 締切日厳守といたします。

10 選考方法

(1)面接による選考会

応募者を対象に面接による選考を行います。選考にあたっては、総務省の地域おこし協力隊の要件及び、応募フォームの記載内容により面接を行いますので、正確に詳しく記載してください。

- 面接会場 移住・交流情報ガーデン(東京都中央区京橋1丁目1-6越前屋ビル1階) ※1
アクセス JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東京メトロ東西線・都営浅草線/日本橋駅より徒歩9分

○面接日時 平成31年7月7日(日) 12:00~16:00 ※2

7月初旬を目途に面接に係る詳細情報を書面及び電子メールにて送付いたします。

※1 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

※2 人数により面接時間は前後いたします。

11 その他

- (1) 隊員のスキルアップのため、全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。(経費については市が活動費の中から負担します。)
- (2) 活動期間中に本市での「定住」「起業」等に関する支援を受けることができます。
- (3) 活動期間において、任用期間満了後に花巻市へ定住するための活動として、協力隊に関連する副業を許可します。副業は所定の届け出を行ったうえで勤務時間外に行うものとします。
- (4) すでに花巻市地域おこし協力隊として活動したOB、OGから花巻市における生活情報の提供や地域住民との橋渡し等のサポートを受けることができます。

12 問い合わせ先

花巻市地域振興部定住推進課 定住推進係

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9-30

電話 0198-24-2111 (内線 213) E-mail teiju@city.hanamaki.iwate.jp

《参考》地域おこし協力隊とは

○制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域※1に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住

して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：

①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

※1 条件不利地域とは

◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

地域おこし協力隊に関する詳細につきましては、総務省の地域おこし協力隊に関するサイトにてご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html